和歌山市公報

令和８年（２０２６年）１０月１３日
号外第１１号

発　行　所　和歌山市役所
発　行　日　毎月　１日　１５日

目　　次

【 条　例 】

番号			ページ
21	和歌山市地区会館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・	（市民自治振興課）	3

【 規　則 】

68	和歌山市加太総合交流センター条例施行規則を廃止する等の規則・・・・・・・	（市民自治振興課）	4

【 告　示 】

352	放置自動車の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	5
353	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・	（環境政策課）	6
354	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・	（環境政策課）	9
355	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（障害者支援課）	11
356	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の更新の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（障害者支援課）	12
357	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	13
358	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	14
359	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	15
360	元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の一部改正・・・・・・・・・	（財政課）	16
361	令和８年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（財政課）	17

【 公　告 】

○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	18
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	19
○	建築基準法に基づく公開による意見の聴取・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（建築指導課）	20
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・	（地籍調査課）	21
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・	（地籍調査課）	22
○	市有財産（土地）売却の一般競争入札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（用地課）	23
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（建築指導課）	26
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	27
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	28

【 教育委員会告示 】

12	教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（教育政策課）	29

【 農業委員会公告 】

○	農業委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（農業委員会事務局）	30

【 企業局告示 】

34　和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・　（企業総務課）　31
35　和歌山市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新・・・・・・・・・・・・　（企業総務課）　32
36　和歌山市企業局指定給水装置工事事業者の指定の廃止・・・・・・・・・・・・　（企業総務課）　33

和歌山市地区会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１０月１３日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

和歌山市条例第２１号

和歌山市地区会館条例の一部を改正する条例

和歌山市地区会館条例（昭和４８年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第２に次のように加える。

和歌山市加太総合交流センター	和歌山市加太２６９２番地の１

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の和歌山市地区会館条例第４条第１項の規定による和歌山市加太総合交流センターに係る使用の許可は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

（和歌山市加太総合交流センター条例の廃止）

３　和歌山市加太総合交流センター条例（昭和６３年条例第３９号）は、廃止する。

（和歌山市加太総合交流センター条例の廃止に伴う経過措置）

４　この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の和歌山市加太総合交流センター条例（以下この項において「廃止条例」という。）第３条第１項の規定により受けている許可は、この条例による改正後の和歌山市地区会館条例第４条第１項の規定により受けた許可とみなす。ただし、廃止条例第３条第１項の規定により受けている許可に係る廃止条例第４条から第６条までの規定による使用料の徴収事務については、なお従前の例による。

（令和８年１０月１３日掲示済）

和歌山市加太総合交流センター条例施行規則を廃止する等の規則を公布する。

令和８年１０月１３日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

和歌山市規則第６８号

和歌山市加太総合交流センター条例施行規則を廃止する等の規則

（和歌山市加太総合交流センター条例施行規則の廃止）

第１条　和歌山市加太総合交流センター条例施行規則（昭和６３年規則第６０号）は、廃止する。

（和歌山市行政組織規則の一部改正）

第２条　和歌山市行政組織規則（平成１５年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第６条の７第４号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとする。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（令和８年１０月１３日掲示済）

和歌山市告示第３５２号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成５年条例第２４号）第１６条の規定に基づき、所有者等からの引取りのない放置自動車を次のとおり処分するので、同条の規定により告示する。

令和８年１０月２日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	移動し、保管した旨を告示した年月日
		車　　種	色		
和歌山市梅原５７０－１０（計量所跡地）	令和８年５月２６日	マツダ Carol	紺	和歌山市和佐中１１２	令和８年５月２９日

２　処分理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第１６条に該当したため

３　処分年月日

令和８年１０月６日

４　問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課　電話　４３５－１０８２

（令和８年１０月２日掲示済）

和歌山市告示第３５３号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和４８年法律第１１０号）第５条第１項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和８年１０月８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　申請の概要

（１）申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

南海化学株式会社　和歌山工場
和歌山市小雑賀１丁目１番３８号
工場長　山口　悦司

（２）工場又は事業場の名称及び所在地

南海化学株式会社　和歌山工場
和歌山市小雑賀１丁目１番３８号

（３）特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和４６年政令第１８８号）
別表第１第２７号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設及び第４６号ニに掲げる廃ガス洗浄施設

（４）特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第１及び別表第２のとおり

（５）汚水等の処理に関する事項

別表第３のとおり

（６）排出水の汚染状態及び量

別表第４のとおり

２　縦覧の期間及び場所

（１）期間

令和８年１０月８日から令和８年１０月２９日まで

（２）場所

和歌山市七番丁２３番地　和歌山市役所６階　和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第１　特定施設に関する事項(1)

区分		新設		新設	
特定施設番号及び名称		第２７号ヌ 廃ガス洗浄施設		第４６号ニ 廃ガス洗浄施設	
構造		充填塔方式		充填塔方式	
主要寸法		1,800×750×2,500 ㎜		1,200×900×2,550 ㎜	
能力		排気量　20 ㎥/min		排気量　13 ㎥/min	
１日当たりの使用時間		最大８時間		最大24時間	
使用の季節的変動の有無		なし		なし	
汚水等の	区分 項目	通常	最大	通常	最大
	ｐＨ	7	13	6	10

汚染状態	ＢＯＤ　（ｍｇ／Ｌ）	10	300	100	300
	ＳＳ　（ｍｇ／Ｌ）	4	50	4	50
	ｎ-Ｈｅｘ（ｍｇ／Ｌ）	0	0.5	0	0.5
	Ｔ－Ｎ　（ｍｇ／Ｌ）	10	300	50	300
	Ｔ－Ｐ　（ｍｇ／Ｌ）	0	10	0	10
汚水等の１日当たりの量（m^3/日）		0	0.1	0	0.1

別表第２　特定施設に関する事項(2)

区分		新設	
特定施設番号及び名称		第２７号ヌ 廃ガス洗浄施設	
構造		充填塔方式	
主要寸法		1,800×850×2,600 ㎜	
能力		排気量　19 m^3/min	
１日当たりの使用時間		最大８時間	
使用の季節的変動の有無		なし	
汚水等の汚染状態	区分 項目	通常	最大
	ｐＨ	7	11
	ＢＯＤ　（ｍｇ／Ｌ）	100	300
	ＳＳ　（ｍｇ／Ｌ）	4	50
	ｎ-Ｈｅｘ（ｍｇ／Ｌ）	0	0.5
	Ｔ－Ｎ　（ｍｇ／Ｌ）	100	300
	Ｔ－Ｐ　（ｍｇ／Ｌ）	0	10
汚水等の１日当たりの量（m^3/日）		0	0.1

別表第３　汚水等の処理に関する事項

区分	既設
施設名	排水処理設備
構造	シックナー・フィルタープレス
能力	150t/日
処理の方式	中和
１日当たりの使用時間	連続24時間
使用の季節的変動の有無	なし

	区分 / 項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の汚染状態	ｐＨ	1.5-13	6.0-8.0	13.0	8.0
	ＢＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	200	100	200	100
	ＳＳ（ｍｇ／Ｌ）	3300	56	3300	56
	n－Ｈｅｘ（ｍｇ／Ｌ）	0	0.5	0	0.5
	Ｔ－Ｎ（ｍｇ／Ｌ）	300	100	300	100
	Ｔ－Ｐ（ｍｇ／Ｌ）	<1	<1	<1	<1
汚水等の１日当たりの量（m^3）		80	80	100	100

別表第４　排出水の汚染状態及び量

	区分 / 項目	既設	
		間接冷却水（和歌川放流）	
		通常	最大
排出水の汚染状態	ｐＨ	6.7	7.2
	ＢＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	3.5	4.1
	ＣＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	1.0以下	1.0以下
	ＳＳ（ｍｇ／Ｌ）	15.2	24.3
	n－Ｈｅｘ（ｍｇ／Ｌ）	2.2	3.7
	Ｔ－Ｎ（ｍｇ／Ｌ）	1以下	1以下
	Ｔ－Ｐ（ｍｇ／Ｌ）	1以下	1以下
排出水の１日当たりの量（m^3）		5,250	5,500
備考			

（令和８年１０月８日掲示済）

和歌山市告示第３５４号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和４８年法律第１１０号）第５条第１項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和８年１０月８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　申請の概要

（１）申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

医療法人　裕紫会　中谷病院

理事長　中谷　さつき

（２）工場又は事業場の名称及び所在地

中谷病院

和歌山市鳴神字櫛ノ掛１２０番１、１２１番１、１２２番１、１２２番３、１２２番９

（３）特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和４６年政令第１８８号）別表第１第７２号　し尿処理施設

（４）汚水等の処理に関する事項

別表第１のとおり

（５）排出水の汚染状態及び量

別表第２のとおり

２　縦覧の期間及び場所

（１）期間

令和８年１０月８日から令和８年１０月２９日まで

（２）場所

和歌山市七番丁２３番地　和歌山市役所６階　和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第１　汚水等の処理に関する事項

区分		新設			
施設名		Ａ			
構造		ＲＣ製			
主要寸法		L:21,600×W:7,500×D:6,300mm			
能力		1560 人槽　195m^3/日			
処理の方式		回分式活性汚泥・凝集剤添加方式			
１日当たりの使用時間		24 時間			
使用の季節的変動の有無		なし			
汚水等の汚染状態	区分／項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	ｐＨ	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	ＢＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	320	10	320	10
	ＣＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	100	10	100	10
	ＳＳ（ｍｇ／Ｌ）	250	10	250	10
	Ｔ－Ｎ（ｍｇ／Ｌ）	50	10	50	10

	Ｔ－Ｐ（ｍｇ／Ｌ）	5	1	5	1
	ｎ－Ｈｅｘ（ｍｇ／Ｌ）	10	10	10	10
	大腸菌数（ｃｆｕ／ｍＬ）	無数	800 以下	無数	800 以下
汚水等の１日当たりの量（m^3/日）		195	195	195	195

別表第２　排出水の汚染状態及び量

	区分／項目	新設	
		通常	最大
排出水の汚染状態	ｐＨ	5.8～8.6	5.8～8.6
	ＢＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	10	10
	ＣＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	10	10
	ＳＳ（ｍｇ／Ｌ）	10	10
	Ｔ－Ｎ（ｍｇ／Ｌ）	10	10
	Ｔ－Ｐ（ｍｇ／Ｌ）	1	1
	ｎ－Ｈｅｘ（ｍｇ／Ｌ）	10	10
	大腸菌数（ｃｆｕ／ｍＬ）	800 以下	800 以下
排出水の１日当たりの量（m^3/日）		195	195

（令和８年１０月８日掲示済）

和歌山市告示第３５５号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６４条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第６９条第２号の規定により次のとおり告示する。

令和８年１０月９日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

指定自立支援医療機関の名称	変更前所在地	変更後所在地	指定年月日
角谷リハビリテーション病院	和歌山市納定１０番地１	和歌山市納定一丁目５番２１号	令和８年９月５日
いのうえケアセンター訪問看護	和歌山市土佐町２丁目２０－１	和歌山市湊通丁北４丁目２３番地通り丁ハイツ２０１	令和７年１０月１日
株式会社第一薬局黒田	和歌山市黒田１３９－３	和歌山市黒田２－１７－１０	令和８年９月５日
あおば調剤薬局	和歌山市黒田２８１番地５	和歌山市黒田三丁目１４番１２号	令和８年９月５日

（令和８年１０月９日掲示済）

和歌山市告示第３５６号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６０条の規定により指定自立支援医療機関の更新の届出があったので、同法第６９条第１号の規定により次のとおり告示する。

令和８年１０月９日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
紀伊調剤薬局	和歌山市北野３０６	調剤	令和８年１０月１日
訪問看護ステーションOhana	和歌山市弘西９２　アヴニール１０５号	訪問看護	令和８年９月１日

（令和８年１０月９日掲示済）

和歌山市告示第３５７号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第９条第２項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示する。

令和８年１０月９日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
ＪＲ和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和８年９月１６日及び同月２６日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和８年９月１７日及び同月２４日

２　移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第９条第２項に該当したため

３　保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番地１

電　話　４２２－４１００

４　返還を受けるために必要なもの

（１）自転車等の鍵

（２）住所及び氏名を確認できるもの

（３）費用

自　　転　　車	１台につき	２，５００円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	１台につき	４，０００円

５　返還できる日時等

（１）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）

（２）返還時間

午前９時から午後６時まで

（３）その他

（１）及び（２）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

６　問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課　電話　４３５－１０８２

（令和８年１０月９日掲示済）

和歌山市告示第３５８号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第９条の２第２項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示する。

令和８年１０月９日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
黒田第４公園、木ノ本児童遊園	令和８年９月１７日

２　移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第９条の２第２項に該当したため

３　保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番地１

電　話　４２２－４１００

４　返還を受けるために必要なもの

（１）自転車等の鍵

（２）住所及び氏名を確認できるもの

（３）費用

自　　転　　車	１台につき	２，５００円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	１台につき	４，０００円

５　返還できる日時等

（１）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）

（２）返還時間

午前９時から午後６時まで

（３）その他

（１）及び（２）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

６　問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課　電話　４３５－１０８２

（令和８年１０月９日掲示済）

和歌山市告示第３５９号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第１０条第３項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年１０月９日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して９０日を経過したが、引取りがないため

２　処分年月日

令和８年１０月１３日

３　処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
ＪＲ和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和８年６月１６日	令和８年７月８日
無料駐輪場、和歌山市民図書館、西田井、松江北及び南保健センター	令和８年６月１７日、同月１９日、同月２５日及び同月３０日	令和８年７月８日

４　処分自転車等の保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番地１

電　話　４２２－４１００

（令和８年１０月９日掲示済）

和歌山市告示第３６０号

元気わかやま市応援寄附金に係る指定公金事務取扱者の指定（令和８年告示第１０２号）の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第２４３条の２第４項の規定により告示する。

令和８年１０月１３日

和歌山市長　尾　﨑　太　郎

「１　受託者」の一部を次のとおり改める。

旧	新
（１）東京都千代田区有楽町１丁目１番２号 株式会社ぐるなび	（１）東京都千代田区内幸町一丁目１番１号 株式会社ぐるなび

（令和８年１０月１３日掲示済）

和歌山市告示第３６１号

令和８年１０月９日市議会定例会において議決された令和８年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定により、別添のとおり公表する。

令和８年１０月１３日

和歌山市長　尾　﨑　太　郎

（令和８年１０月１３日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年１０月２日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市岩橋字宮ノ段９９５番３、１０２７番、１０２８番３	和歌山市中之島１６３１番地 株式会社泰建 代表取締役　林　泰宏

（令和８年１０月２日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年１０月５日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市鳴神字西堤８９４番１	和歌山市松島２４５番地 ワイエスシステム合名会社　代表社員　鈴木惠子

（令和８年１０月５日掲示済）

公　　告

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４８条第１５項の規定に基づき公開による意見の聴取を行いますので、利害関係者で意見のある方はお越しください。

令和８年１０月６日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　意見の聴取の日時　　令和８年１０月１９日（月曜日）
午後７時００分から午後７時３０分まで

２　意見の聴取の場所　　和歌山市吹上五丁目4-1.5
大泉寺　観音堂

３　意見の聴取に付すべき事項　　次の建築基準法第４８条第１項ただし書の規定による建築許可

用途	申請人	建築場所	工事種別 構造・規模
書道教室	（登載省略）	和歌山市吹上五丁目3番	新築 木造 地上１階 延べ面積 ４５．７５㎡

（令和８年１０月６日掲示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第５項の規定により公告する。

令和８年１０月７日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　土地の所在・地番

和歌山市松島字中新田５２３番１（辺のみ）

和歌山市松島字中新田５２４番１（辺のみ）

２　筆界案を確認することができる場所

名称　　和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地　　和歌山市七番丁１１番地１　アラスカビル２階

電話　　０７３－４３５－１０７５

３　筆界案を確認することができる者

１に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

４　筆界案の作成者

和歌山市

５　３に記載した者は、公告の日から２０日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、３に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和８年１０月７日掲示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第５項の規定により公告する。

令和８年１０月７日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　土地の所在・地番

和歌山市松島字中新田５１７番１（辺のみ）

和歌山市松島字中新田５１８番４（辺のみ）

和歌山市松島字中新田５４６番５（辺のみ）

和歌山市松島字中新田５４６番６（辺のみ）

２　筆界案を確認することができる場所

名称　　和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地　　和歌山市七番丁１１番地１　アラスカビル２階

電話　　０７３－４３５－１０７５

３　筆界案を確認することができる者

１に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

４　筆界案の作成者

和歌山市

５　３に記載した者は、公告の日から２０日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、３に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和８年１０月７日掲示済）

市 有 財 産 売 却 公 告

市有財産（土地）の売却について、次のとおり先着受付順売却を行うので、公告する。

令和８年１０月１３日

和歌山市長　尾　﨑　太　郎

１　先着受付順により売却する物件

以下の１５件の土地を売却する。

番号	所在、地番	地目	地積(㎡)	売却価格(円)
１	西庄１０６３番１４８ 西庄１０６３番１４９	宅地 宅地	１０４．１２ １０８．１３	４，１５０，０００
２	今福二丁目７番８	宅地	１２６．２３	７，４３０，０００
３	雄松町二丁目１６番 雄松町二丁目１７番 雄松町二丁目１８番 雄松町二丁目１９番	宅地 宅地 宅地 宅地	９．６０ １０８．５７ １２８．０７ １２１．９５	１０，６００，０００
４	雄松町五丁目２１番１	公園	６５５．８１	３６，６００，０００
５	つつじが丘三丁目９番１	宅地	１８６．３５	５，８１０，０００
６	つつじが丘三丁目９番３	宅地	１９４．１３	６，３７０，０００
７	つつじが丘三丁目９番５	宅地	１８０．０３	５，９００，０００
８	つつじが丘三丁目９番６	宅地	１８０．２２	５，６２０，０００
９	つつじが丘三丁目９番７	宅地	１７８．５２	４，８００，０００
１０	つつじが丘三丁目２１番１１	宅地	１８４．００	５，８１０，０００
１１	つつじが丘三丁目２８番１１	宅地	１８５．１４	６，０００，０００
１２	つつじが丘三丁目２８番１５	宅地	１８６．９８	６，０６０，０００
１３	つつじが丘三丁目２９番４ つつじが丘三丁目２９番９	宅地 宅地	１７２．３４ １７２．８３	９，６６０，０００
１４	つつじが丘三丁目２９番５ つつじが丘三丁目２９番８	宅地 宅地	１７２．７８ １７３．１７	９，６９０，０００
１５	つつじが丘三丁目２９番１０	宅地	１７２．９０	５，５７０，０００

２　先着受付順売却の申込資格

申込みができる者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

（１）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者

（２）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当する者並びに同条第２項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

（５）和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書 ２に規定する排除措置の対象となる法人等である者

３　先着受付順売却募集案内を配布する場所及び期間

（１）場所　和歌山市七番丁２３番地　和歌山市財政局財政部管財課

（２）期間　令和８年１０月１３日（火）から令和９年２月２６日（金）までの休日等（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び日曜日、土曜日並びに１２月２９日から翌年の１月３日までの日をいう。以下同じ）を除く午前９時から午後５時まで

４　先着受付順売却実施の期間及び申込場所

先着受付順売却に申し込もうとする者は、令和８年１１月１７日（火）から令和９年２月２６日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までに、所定の申込書により、和歌山市財政局財政部管財課で申込みをしなければならない。

なお、郵便、信書便又はファックスによる申込みはできない。

５　契約条項を示す期間及び場所

（１）期間　令和８年１０月１３日（火）から令和９年２月２６日（金）までの休日等を除く午前９時から午後５時まで

（２）場所　和歌山市七番丁２３番地　和歌山市財政局財政部管財課

６　申込みの無効

次の事項に該当するときは、その者の申込みを無効とする。

（１）申込資格者でない者が申し込んだときの申込み

（２）市有財産先着受付順売却申込書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱し、又は不明な申込み

（３）金額を訂正した市有財産先着受付順売却申込書による申込み

（４）申込みに関し、担当職員の指示に従わなかった者の申込み

７　買受者の決定方法

（１）有効な受付の先着順に書類審査を行い、買受者及び補欠者（３名まで）を決定する。

（２）同日に複数の申込みがあったときは、後日、公開抽選を行い、買受者及び補欠者を決定する。

（３）抽選実施日に出席しなかった者又は抽選実施時刻に遅刻した者は、棄権したものとみなし、抽選結果について異議を申し立てることはできない。

（４）公開抽選に代理人が参加する場合は抽選に関する委任状を提出すること。

８　売買契約及び契約保証金

買受者は、市有財産売払決定通知書を受取った日から７日以内に、売買代金の１００分の１０以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに、売買代金の１００分の１０以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。

９　売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から２０日以内に一括で納付しなければならない。

１０　その他

（１）先着受付順売却に関する事務を担当する部局

和歌山市七番丁２３番地

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班　電話０７３－４３５－１０３２（直通）

（２）物件及び契約に関する事務を担当する部局

物件番号１・２　　和歌山市都市建設局建築住宅部住宅管理課管理第１班

電話　０７３－４３５－１０９８（直通）

物件番号３・４　　和歌山市都市建設局建築住宅部住宅管理課管理第２班

電話　０７３－４３５－１１０３（直通）

物件番号５～１５　和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班
電話　０７３－４３５－１０３２（直通）

（３）契約書作成の要否
必要である。

（４）議会の議決
不要である。

（令和８年１０月１３日掲示済）

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第４号による道路を次のとおり指定し公告する。

令和８年１０月１３日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

指定年月日 指定番号	道路名	道路の位置	道路の延長及び幅員
令和　８年　１０月　７日 第１３１号	三田海南線（和歌山都市計画道路事業３・２・５号松島本渡線）	和歌山市本渡地内	延長　３８５．９ｍ 幅員　２３ｍ～３５ｍ 総延長　　３８５．９ｍ

（令和８年１０月１３日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年１０月１３日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字南沖田４７番１、４７番８、４７番９、４８番１、４８番５、４８番６、寺内字南沖田６７１番１、６７１番６、６７１番７	東京都武蔵野市中町一丁目１４番５号 株式会社松屋フーズ 代表取締役　瓦葺一利

（令和８年１０月１３日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年１０月１３日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市鳴神字音浦７０１番１、７０２番１	和歌山市船場町１１番地 有限会社クローバーホーム 代表取締役　山田雪恵

（令和８年１０月１３日掲示済）

和歌山市教育委員会告示第１２号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和８年１０月５日

和歌山市教育委員会
教育長　　阿　形　博　司

１　日時　令和８年１０月８日（木）　午後６時００分から
２　場所　和歌山市七番丁２３番地
　　和歌山市役所１１階　教育委員室
３　報告
（１）　令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
４　議案
（１）　令和８年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（案）について
（２）　令和８年度和歌山市川端龍子賞等の選考委員について

（令和８年１０月５日掲示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和８年１０月２日

和歌山市農業委員会
会長　　丸　山　　勝

１　開催日時

令和８年１０月９日　１４時００分

２　開催場所

和歌山市農業委員会事務局　会議室

３　審議案件

（１）　和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について

（２）　農地法第３条の規定による許可申請について

（３）　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（４）　非農地通知について

（令和８年１０月２日掲示済）

和歌山市企業局告示第３４号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成１０年水道局規程第２号）第２７条第１号の規定により告示する。

令和８年１０月７日

和歌山市公営企業管理者職務代理者
企業局長　川　上　泰　弘

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山県橋本市賢堂１１１４番地１ 奈和建設株式会社 代表取締役　乾　弘人	奈和建設株式会社	和歌山県橋本市賢堂１１１４番地１	令和８年９月３０日	第６７３号

（令和８年１０月７日掲示済）

和歌山市企業局告示第３５号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の３の２の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成１０年水道局規程第２号）第２７条第２号の規定により告示する。

令和８年１０月７日

和歌山市公営企業管理者職務代理者
企業局長　川　上　泰　弘

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市園部４６４番地１８ 伸紀建設株式会社 代表取締役　安部　高令	伸紀建設株式会社	和歌山市園部４６４番地１８	平成１１年５月２４日	第２５４号
大阪府貝塚市麻生中６８７番地１ 株式会社良本設備工業 代表取締役　良本　晃一	株式会社良本設備工業	大阪府貝塚市麻生中６８７番地１	令和４年１月１３日	第６２５号
和歌山市森小手穂６６４番地の８ 智代美建設株式会社 代表取締役　川口　智弘	智代美建設株式会社	和歌山市森小手穂６６４番地の８	平成１３年７月９日	第３２３号
和歌山市岩橋２２０番地１ アイエス工業 代表者　岩橋　寛和	アイエス工業	和歌山市岩橋２２０番地１	平成１２年８月７日	第２９８号

（令和８年１０月７日掲示済）

和歌山市企業局告示第３６号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の７の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成１０年水道局規程第２号）第２７条第３号の規定により告示する。

令和８年１０月７日

和歌山市公営企業管理者職務代理者
企業局長　川　上　泰　弘

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
和歌山市直川１１８４番地１５ Ｐｒｏｕｄ 代表者　門野　祐介	Ｐｒｏｕｄ	和歌山市直川１１８４番地１５	令和８年９月１７日	第６２４号

（令和８年１０月７日掲示済）